

世田谷区長あて

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス登録申込書

災害時緊急情報配信サービスについて、利用規約（裏面）に同意し、申し込みます。
また、申込内容に変更が生じた場合は、区へ連絡します。

申込年月日	年 月 日
申込区分 (○を付けて下さい)	新規登録 変更 廃止
ふりがな	
氏名	
住所	世田谷区
希望伝達手段 (○を付けて下さい)	電話 FAX
電話番号または FAX番号	— —
想定される災害の種別	河川の洪水氾濫 土砂災害

本申込書を記入のうえ、せたがやコール **03-5432-3100** へFAX
でお送りください。(電話申込・インターネットでのお申込みもできます)

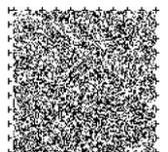
電話でのお申込み

本申込書に記載の必要事項をせたがやコール **03-5432-3333** へ
お電話いただくことで登録できます。

インターネットでのお申込み

せたがやコールのお問合せ入力画面で、本申込書に記載の必要事項を
入力していただくことで登録できます。

<https://www.setagaya-call.jp/faq/query.asp>



電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス 利用規約

1 料金

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービスの登録・通信料は無料ですが、FAX受信に係るインク・紙費用等は利用者の負担となります。

2 登録者情報の保護

登録された電話・FAX番号は、厳正に管理し、当サービス以外では使用しません。本サービスは、電話・FAXによる情報配信を専門とする事業者に委託することにより運営されています。委託事業者は、世田谷区個人情報保護条例に従い、当事業を行っております。

3 電話・FAXの特性

本サービスによる情報の伝達は、電話回線から各世帯に順番で情報を発信するシステムを利用するため、電話回線の切断や回線規制等により正常に発信できない場合があります。その際の損害に関して、世田谷区では一切の責任を負いかねます。

4 配信訓練

災害時緊急情報の配信のほか、配信訓練を実施することがあります。

5 登録抹消

利用者の電話番号変更により、発信が一定回数不可能となった場合は、自動的に登録を抹消することがあります。

6 発信時間帯

電話・FAXは、夜間（深夜）にも発信される場合があります。

7 免責事項

このサービスに関連して利用者が損害を被った場合でも、世田谷区は一切の責任を負いかねます。

8 問合せ

このサービスは防災に関する情報の電話・FAX配信のみで、情報の詳細な内容についての問い合わせにはお答えできません。

9 その他

本サービスによる情報は、他の配信ツール（災害・防犯情報メール、ツイッターなど）でもお知らせします。確実な避難のためにも本サービスとあわせて情報収集をお願いします。